

加古川市監査委員	藤田 隆司
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	白石 信一
加古川市監査委員	渡辺 征爾

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

秘書室（秘書広報課）及び企画部（政策企画課、行政管理課、財政課、情報政策課）、中学校3校、小学校7校、幼稚園4園において、平成30年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

平成30年9月26日から平成30年10月30日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。